

The Waymark

～ 給与明細 ～

新年度が始まりました。昇給された方や社会人になり初めてお給料を受け取られた方もいらっしゃるかも知れませんね!!
会社員の方が毎月お給料日にもらう「給与明細」。
最近はデジタル化され見ないかたもいらっしゃるようですが、皆さんは確認されていますか? 給与明細の簡単な中身についてご紹介致します!



まず、銀行に会社からお給料日に振り込まれる「手取り」金額。
これは、会社が支給するお金(基本給・各種手当など)、すなわち「額面金額」から「各種控除」を差し引いた金額を指します。
「額面金額」-「各種控除」=「手取り」です。

毎月控除される項目の中に**税金【所得税・住民税※】**や**社会保険料【健康保険・介護保険(40歳から)・厚生年金保険・雇用保険】**があります。(※住民税は入社2年目から課税されます。)

●税金
所得税は、毎月の給料から概算で源泉徴収されます。配偶者や子どもなど扶養する人数に応じて、天引きされる金額が決まります。税率は5～45%で、所得が多いほど高くなります。
ただし、毎月天引きされている金額はあくまでも概算の額です。本来であれば所得税から差し引くことのできる生命保険料控除などが反映されていないことや、途中で扶養家族が増えることもあるため、**過不足分は、12月の給料を受け取る際に調整して精算されます。これが年末調整です。**
所得税を多く払いすぎている場合は戻ってきますね。
住民税は前年の収入によって決定するため、入社1年目は課税されません。

●社会保険料
厚生年金保険料・健康保険料は、会社と従業員が半分ずつ負担します。明細に記載されているのは、自己負担分で同額を会社が負担してくれていることになります。
金額は4～6月の報酬の平均額で決まり、これを「標準報酬月額」と呼びます。
「標準報酬月額」×「保険料率」で計算し、算出された金額はその年の9月から翌年の8月までの1年間利用されます。
今年度の厚生年金保険料率は折半前、18.3%(平成16年度の厚生年金保険料率13.934%から毎年0.354%ずつ引き上げられ平成29年9月に固定されました。)健康保険料は折半前40歳未満で10.17%、40歳以上の方は11.74%。(大阪府協会けんぽ保険料率)

つまり、手取りの金額は会社から支給される額面の金額の約8割程度といわれています。
この約2割のお金は、社会のためはもちろんですが、ご自身やご家族が病気になった時、障害や介護状態になった時、万が一の場合、そして老後の年金のために差し引かれています。
皆さんの給与の一部は社会に貢献していることになりますね。

ですが、本音としては手取りは多いほうが良いと思われると思います。しかしながら、厚生年金保険料が段階的に引き上げられたように、少子高齢化の影響で今後も社会保険料などは引き上げられていく可能性もあります。

今の手取りを増やす工夫、ご自身を守る工夫、将来へ資産を準備する工夫などが必要な時代ともいえますね。
お役に立てることがあれば、担当者へ是非ご連絡くださいませ。



株式会社 F・P・S
Financial Planning Support

[発行] 株式会社F・P・S
〒541-0052 大阪市中央区安土町1-7-20
新トヤマビル6階
代表電話:06-6262-0501 フリーコール:0800-111-5667
<https://fpsjp.com/>



HPはこちらから